

ト、最高 二圓五十錢

一、最高賃金 賃職師家の件 二月二十二日

二、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

三、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

四、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

五、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

六、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

七、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

八、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

九、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

十、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

十一、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

十二、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

十三、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

十四、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

十五、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

十六、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

十七、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

十八、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

十九、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

二十、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

二十一、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

二十二、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

二十三、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

二十四、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

二十五、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

二十六、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

二十七、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

二十八、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

二十九、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

三十、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

三十一、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

三十二、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

三十三、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

三十四、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

三十五、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

三十六、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

三十七、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

三十八、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

三十九、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

四十、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

四十一、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

四十二、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

四十三、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

四十四、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

四十五、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

四十六、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

四十七、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

四十八、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

四十九、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

五十、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

五十一、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

五十二、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

五十三、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

五十四、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

五十五、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

五十六、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

五十七、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

五十八、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

五十九、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

六十、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

六十一、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

六十二、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

六十三、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

六十四、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

六十五、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

六十六、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

六十七、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

六十八、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

六十九、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

七十、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

七十一、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

七十二、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

七十三、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

七十四、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

七十五、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

七十六、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

七十七、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

七十八、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

七十九、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

八十、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

八十一、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

八十二、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

八十三、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

八十四、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

八十五、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

八十六、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

八十七、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

八十八、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

八十九、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

九十、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

九十一、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

九十二、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

九十三、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

九十四、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

九十五、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

九十六、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

九十七、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

九十八、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

九十九、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

百、賃金 賃職師家の件 二月二十二日

法人 協同會 福岡出張所

法人 協同會 福岡出張所

ロ、最低 一圓七十錢

ハ、運轉及ロックラン夜間勤務は二割増

二、會社獨斷の休日撤廢

三、出勤をして休まず場合日給の五割支給

四、外業に對しては一圓五十錢支給

五、請負制度撤廢

六、負傷者及潛函病に罹りたる場合給料の六割支給

七、人事に對し公平を旨とすること

八、西、久保を斷然敲首すること

九、給料支拂日を確定すること

十、休憩所を十分設備し及便所を設置すること

十二、經 過

爭議團側は二月二十二日罷業決行後直ちに四名の交渉委員を